

平成25年稲敷市農業委員会第9回総会

〔9月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 4 制限除外の農地の移動届出について  
日程 5 民事執行法等による農地の売却に伴う現況照会について  
日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について  
日程 7 農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について  
日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程 9 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

---

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 議案第1号  
日程 7 議案第2号  
日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号

---

出席委員

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 2番  | 関口邦子君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 3番  | 蛭原一君  | 18番 | 山口幸一君  |
| 4番  | 村山文雄君 | 19番 | 宮本善助君  |
| 5番  | 篠崎惣寿君 | 20番 | 保科進君   |
| 6番  | 松本文雄君 | 21番 | 清原寿君   |
| 7番  | 吉岡一仁君 | 22番 | 加納昭君   |
| 8番  | 川島昇君  | 23番 | 飯塚恒雄君  |
| 9番  | 小貫和子君 | 24番 | 飯田稔君   |
| 10番 | 千勝忠君  | 25番 | 濱田昭一君  |

11番 山崎健一君  
12番 坂本富男君  
13番 秋本精一君  
14番 篠崎文夫君  
15番 坂本一雄君  
16番 古澤真和君

27番 永長秀敏君  
28番 澤邊雅之君  
29番 遠藤一行君  
30番 糸賀泰夫君  
31番 山下恭一君  
32番 高須一郎君

---

#### 欠席委員

1番 宮本昇君

26番 沖野谷秀雄君

---

#### 出席説明委員

農業委員会事務局長 森川春樹  
農業委員会事務局長補佐 飯島伸生  
農業委員会事務局係長 井戸賀輝行  
農業委員会事務局主査 高橋渉

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

9月 9日（木） あずまミルクイーン収穫祭  
於 稲敷市 生涯学習センター  
出席者 秋本 精一会長代理

---

午後2時3分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成25年9月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は、1番、宮本 昇委員、26番、沖野谷秀雄委員の2名であります。よって、農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

## 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、10番、千勝 忠委員、11番、山崎健一委員、兩名を指名いたします。

---

## 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出 について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、阿波崎字阿波崎ほか2地区、田9筆、17,025平方メートルでございますが、茨城県農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

## 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出 について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」で  
ございます。

受理番号1番，江戸崎字芝ヶ谷ほか3地区，田3筆，畑4筆，計7筆，8，464平方  
メートルでございますが，平成25年2月27日，被相続人の死亡により取得したもので  
す。権利の取得者は，自作地として耕作をしており，農業委員会によるあっせん等の希望  
は，ないものであります。

受理番号2番，曲渕字居村ほか3地区，田10筆，畑1筆，計11筆，20，199.  
35平方メートルでございますが，平成25年2月6日，被相続人の死亡により取得した  
ものです。権利の取得者は，自作地として耕作をしており，農業委員会によるあっせん等  
の希望は，ないものであります。

3ページをお願いします。

受理番号3番，橋向字橋向ほか6地区，田18筆，畑5筆，計23筆，29，951平  
方メートルでございますが，平成25年5月21日，被相続人の死亡により取得したのも  
です。権利の取得者は，自作地として耕作をしており，農業委員会によるあっせん等の希  
望は，ないものであります。

4ページをお開き願います。

受理番号4番，江戸崎字荒匂ほか1地区，田1筆，畑1筆，計2筆，1，285平方メ  
ートルでございますが，平成22年12月12日，被相続人の死亡により取得したもので  
す。権利の取得者は，自作地として耕作をしており，農業委員会によるあっせん等の希望  
は，ないものであります。

受理番号5番，信太古渡字内浦ほか3地区，田2筆，畑4筆，計6筆，3，051平方  
メートルでございますが，平成22年3月17日，被相続人の死亡により取得したもので  
す。権利の取得者は，自作地として耕作をしており，農業委員会によるあっせん等の希望  
は，ないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願  
いいたします。

---

#### 日程 4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第3号，「制限除外の農地の移動届出について」を  
議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第3号，「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番，伊佐津字富士台，畑3筆，12，466平方メートルでございますが，

国土交通省関東地方整備局常総国道事務所が圏央道工事に伴う掘削土の仮置き場として使用するため届出があったものでございます。農地法第5条第1項第1号に基づくものであり、添付すべき必要書類は事務局で確認した結果、問題ないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

---

#### 日程 5 報告第4号 民事執行等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「民事執行等による農地等の売却に伴う現況照会について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第4号、「民事執行等による農地等の売却に伴う現況照会について」でございます。

受理番号1番、水戸市、茨城租税債権管理機構より照会があったものでございます。柴崎字寺地ほか2地区、田1筆、畑3筆、計4筆、1,403平方メートルでございますが、さる8月22日、担当委員と事務局で現地調査をいたしました。調査の結果、申請地は、農地法の「農地」に該当いたしますので、買受適格者証明を要する旨報告をいたしました。

よろしく御承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

---

#### 日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。なお、議事参与の制限に該当する案件がございますので事務局は受理番号6番を除いて説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）7ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転4件、交換による所有権移転2件の計6件でございます。

受理番号1番、上根本字南下、田1筆、199平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番，佐倉字佐倉原，畑1筆，1，523平方メートルについてでございますが，渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番，月出里字駒込，畑1筆，952平方メートルについてでございますが，渡人は受人と農地を交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番，月出里字駒込，畑1筆，950平方メートルについてでございますが，渡人は受人と農地を交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

8ページをお開き願います。

受理番号5番，阿波崎字阿波崎ほか2地区，田9筆，17，025平方メートルについてでございますが，農林振興公社が行う農地保有合理化事業により，農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。8月8日に農林振興公社と事務局で，受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で，農業経営面積は199アール，農業従事日数は300日でございます。所有の農地について休耕地はなく，違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター5台，田植機4台，コンバイン3台，乾燥機2台，を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。

以上調査の結果，報告書のとおり，農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で，議案第1号，受理番号1番から受理番号5番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。まず，受理番号18番，山口委員より報告いたします。

○18番（山口幸一君）18番山口です。受理番号1番についてご報告いたします。さる19日に受け人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく無断転用用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台，田植機1台を所有しております。農作業従事日数は300日であります。経営面積は231アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしております。報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に，受理番号2番について，宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○19番（宮本善助君）19番宮本です。受理番号2番について報告いたします。9月19日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に南瓜を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラック1台、トラクター3台、田植機、コンバインは稲作農家ではありませんので所有していません。農作業従事日数は300日あります。また、経営面積は約200アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしております。報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）つづきまして受理番号3番から4番について、清原委員より報告お願いいたします。

○21番（清原 寿君）21番清原です。受理番号3番について報告いたします。9月22日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、落花生を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、農業用のトラック1台を所有しております。農作業従事日数は180日あります。経営面積は116アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れはありません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。以上よろしくご審議をお願いいたします。つづいて、

受理番号4番について報告いたします。9月22日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、落花生を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有し農業用トラックも所有しております。農作業従事日数は200日あります。経営面積は349アールでございます。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れはありません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番ですが、農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）つづきまして、議案第1号、受理番号6番ですが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に永長秀敏委員が該当しますので、27番永長秀敏委員の退室を求めます。

[永長秀敏委員退室]

○議長（加納 昭君）事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）

受理番号6番、下須田字新屋敷ほか1地区、田3筆、9,937平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。7月31日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は2,923アール、農業従事日数は300日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター6台、田植機1台、コンバイン3台、乾燥機4台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第1号、受理番号6番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明を終わります。次に調査報告ですが、受理番号6番は、農林振興公社の案件ですので、調査報告を省略いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

[(なし) との声あり]

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」受理番号6番を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審査が終了しましたので27番永長秀敏委員の入室を許可いたします。

[永長秀敏委員入室]



日程 7 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の  
交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 9ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。稲敷市納税課が行う公売物件に対する買受適格証明願の交付について1件でございます。

受理番号1番、柴崎字柴崎、田1筆、4、722平方メートルについてでございますが、議案書の年齢と従事日数が空欄となっておりますので、72歳、365日と追記して下さい。受人は農業経営規模拡大の為、買受を希望しました。農業は家族で経営しており、後継者である48歳の息子も認定農業者として従事しております。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第2号の受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号1番について、私22番、加納よりより報告をお願いいたします。9月12日に事務局が受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は365日です。経営面積は946アールです。周辺の農地等に支障を生じる恐れはありません。以上調査の結果買受人となる4つの要件をすべて満たしております。報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

○4番（村山文雄君） 4番村山です。この農業従事日数365日というのは、毎日やるということ、へ理屈になってしまうが、可能なことだと思うのだが、そのへんどうなのか、

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 事務局からお答えします。農業経営とお米の販売等も行っていて、農業関連業務を含めまして365日ということとなっております。

○4番（村山文雄君） 販売等を含めて365日ということ、わかりました。

○議長（加納 昭君） はい、その他ありますか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）10ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、結佐字下結佐、畑1筆、229平方メートルについてでございますが、申請人は自宅の隣接地に自己用住宅を建てるものであります。申請地は父親が所有する農地で使用貸借権を設定するものであります。住宅は木造二階建て、建築面積105.98平方メートル水道は公共水道、下水は公共下水道、雨水は土地改良施設の水路へ放流となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域除外済であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、寺内字湯崎、畑4筆、2,421平方メートルについてでございますが、申請者は社会福祉法人で特別養護老人ホームの増築をするために農地を売買するものであります。特別養護老人ホームは既存敷地面積5,162.77平方メートル、既存建築物1棟、延床面積1,962.90平方メートルであり、今回の敷地拡張面積は2,821平方メートル、うち農地は2,421平方メートル、建築物は鉄筋コンクリート造2階建1棟、延べ床面積1,788.96平方メートル及び既存建築物と結ぶ渡り廊下1棟、延べ床面積154.87平方メートルとなっております。施設利用者につきましては、特別養護老人ホームが56名、ショートステイ10名、デイサービス25名ですが、増築後は特別養護老人ホームを40名増やすものであります。水道は公共水道、下水は合併浄化槽から土地改良の水路へ放流、雨水は土地改良の水路へ放流となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。なお都市計画法第29条の申請も同時にされております。

以上で議案第3号、受理番号1番から2番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） まず、受理番号1番について、22番加納より報告いたします。さる20日、坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己用住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが、間違いありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号2番について、古澤委員より報告をお願いいたします。

○16番（古澤真和君） 16番古澤です。受理番号2番について、さる20日、川島委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、特別養護老人ホーム用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしておりますので許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程 9 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） よろしく申し上げます。11ページをお開きください。

議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、2件、5筆、25,896平方メートル、再設定が1件、3筆、2,973平方メートル、合計3件、8筆、28,869平方メートルについての利用権の設定です。新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、鳩崎字新田ほか1地区、田4筆、22,598平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積130アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数200日の農業者です。

受理番号2番、堀川字丑新田、田、3、298平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米1表、設定を受ける者は、経営面積626アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数200日の農業者です。

受理番号3番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定につて（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成25年9月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後2時40分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長                      加 納                      昭                      ⑩

---

10番委員                      千 勝                      忠                      ⑩

---

11番委員                      山 崎                      健 一                      ⑩

---